

公的研究費の適正な取扱い

本学に交付される予算（運営費交付金）、補助金及び委託費（受託研究・受託事業費等）は、税金や国債の発行によって国が集めたもので、いわば国民から負託を受けた公的研究費です。したがって、その使用に当たっては、大学や資金配分機関のルールを遵守する必要があります。

平成19年文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）を制定し、各大学、研究機関に対し公的研究費の不正使用について注意喚起してきましたが、その後も不正使用が後を絶たないことから、平成26年にガイドラインを改正しました。

これを機に、本学においても、関係規程の改正や体制を整備し、コンプライアンス教育などの取り組みを行っているところです。

本リーフレットは、本学において公的研究費の運営・管理に関わる全ての方に、公的研究費の執行に当たり、知っておいていただきたい基本事項をまとめたものです。

国立大学法人豊橋技術科学大学競争的研究費等運営・管理推進会議

豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範（研究費使用に関する部分抜粋）

I. 研究者の責務

【社会的期待に応える研究】

研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

II. 公正な研究

【研究活動】

研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、濫用などの不正行為を為さず、また加担しない。なお、研究費の使用にあたっては、事務職員等と密接な連携を図り、適正な使用を行うとともに、不正使用の発生を未然に防止するよう努める。

III. 法令の遵守

【法令の遵守】

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

【研究を支援する職員の責任】

事務職員、技術職員、リサーチアドミニストレーター及びコーディネータ等、研究を支援する職員は、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に研究費の管理・執行にあたっては、不正使用を為さず、また加担しないとともに、研究者と密接な連携を図り、不正使用の発生を未然に防止するよう努める。

公的研究費の不正使用防止に関する主な学内規程等

◆豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/286.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/289.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/503.html>

※競争的研究費等の取扱いに関する規程は、「公正な研究活動のために」に記載した研究公正規程や細則の準用又は読み替えについて規定しているため、併せて読む必要があります。

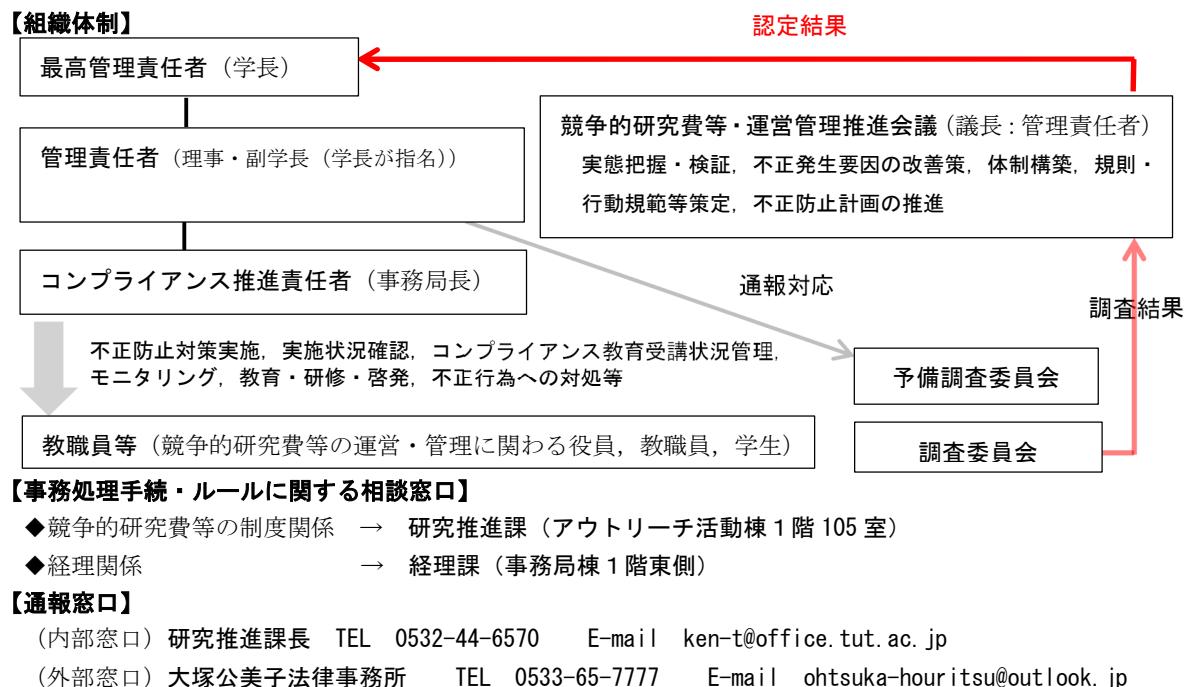
教職員等の責務

- ★競争的研究費等の適正な運営及び管理に当たっては、ルールを遵守し、強い倫理観を持って行動するよう努めなければならない。
- ★ルール及び不正が行われる状況等を理解するため、コンプライアンス教育を受講しなければならない。
- ★誓約書を最高管理責任者（学長）に提出しなければならない。

研究費の不正使用とは（代表的な事例）

預け金	業者と共に謀し、実際には納品がないにも関わらず、大学に虚偽の書類（請求書等）を提出し、大学から業者に代金を支払わせ（預け金）、翌年度以降、その預けたお金を研究室で使用又は私的流用する行為。
プール金、カラ謝金	学生を業務補助員又は実験協力者として雇用又は依頼し、実際には業務を行っていないにも関わらず、大学に虚偽の勤務時間報告書等を提出し、その分の給与や謝金を当該学生に支払わせ（カラ給与、カラ謝金）、その後、学生からその給与等を回収（プール金）し、研究室で使用又は私的流用する行為。
カラ出張、旅費の水増し請求	実際には出張していないにも関わらず、出張報告書を大学に提出し、旅費を請求する行為。また、実際には不要な旅費を、水増しして大学に請求する行為。

研究費不正防止体制



罰則等（一部を除き、研究不正・研究費不正共通）

不正と認定された場合は、不正に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容等の公表の他、以下の処分を受けることになります。

不正を行った研究者に対する措置	本学に対する処分・影響等
<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分、告訴又は告発等 ・研究費の使用停止及び返還の命令 ・競争的研究費等への申請及び参加資格の制限 ・関連論文の取下げ等の勧告 (研究不正の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正があった競争的研究費における翌年度以降の間接経費措置額を削減 ・体制整備に不備がある場合、間接経費措置額の削減 ・競争的研究費等の配分停止 ・文部科学省、資金配分機関等による調査 調査等に係る膨大な時間・コスト、社会的信頼の失墜と回復のための時間・コスト